

## 「航空安全プログラム」の一部改正について

平成27年4月  
航空局安全部  
安全企画課

### 1. 改正理由

「航空安全プログラム」については、毎年1回、民間航空の安全の状況等を踏まえ、見直しを行うこととしており、今般、「安全」に関する定義の追加等の所要の改正を行う。

### 2. 改正概要

26年度の民間航空の安全の状況については、目標値の達成状況の分析も含めて見た場合、航空安全当局の取り組みに大きな問題があるとは考えられない。このことから、航空安全プログラムの内容については基本的には現行どおりとし、以下の点について技術的な改正を行うこととする。

#### (1)「安全」に関する定義の追加

国際的に定められている「安全」の定義について規程の中で明らかにするため、以下のとおり「安全」の定義を明記する。

「安全とは、航空活動に関連するリスクが受け入れ可能なレベルまで低減され制御されている状態をいう。」

#### (2)「機械業務」の位置づけを明記

機械業務及びその業務提供者がSSPの監督対象であることを明らかにするため、その位置づけを明記する。

#### (3)内部評価対象業務の追加

「航空安全の確保に関する企画及び立案」に関する業務を内部評価対象として整理するため、その旨明記する。

#### (4)表現の適正化

第4章1.(2)に規定されている事業及び業務提供者、その他必要なものについて、表現を適正化する。

#### (5)その他

SSP委員会の構成等は、現状ではSSP委員会が自ら「SSP委員会設置要綱」を承認することにより定められている。これを局長通達であるSSP規程において、安全部長を委員長とすること、その他の構成等は同委員会において決定する旨明記する。

### 3. 今後のスケジュール

施行及び公表：平成27年4月